

エドワード 6 世期財務府出納部の支払い関係記録について

— E 405/484の分析を中心として —

歴史学教室 井内 太郎

1 はじめに

従来のテューダー財政史研究を振り返って見る時、ヘンリー 7 世時代から 1554 年の財政改革期までのテューダー財政機構ならびにその運営において、財務府の果たした役割はかなり低いものと見做されてきた。

16 世紀前半期のテューダー財政史は、まずヘンリー 7 世時代にチェンバーを中心とした財政機構が発達していくが、これはそれまでの古めかしくて衰微していた財務府から財政運営上の主導権を獲得するものであった、という叙述から始まる。すなわちそこでは、テューダー財政機構は発展的で国王にとってきわめて融通性を兼ね備えたチェムバーと 12 世紀に創設されて以来、およそ 400 年の歴史を持つ保守的で古めかしくて、財政運営においても非効率的な財務府という基本的に相反するシステムのもとに捉えられるのである⁽¹⁾。その後 1530 年代になるとクロムエル (Thomas Cromwell) のイニシアチブのもとに行政機構の改革が実施され、一連の財務裁判所 (1536—42) が新たに設置されることになる。そして財務行政もチェムバーを中心とする基本的に国王個人に支配され融通性を備えていたハウスホールド財政から、ハウスホールドから独立分化した部局を中心とする財政運営 (departmentalization) へと質的变化を遂げるようになった。しかもこれら新部局はチェムバーとは違って非個人的で実質的に官僚制 (bureaucracy) に基づくものであり、従ってチェムバーとはその制度的特徴からみて全く相反するものであったとされる⁽²⁾。またこの時点でも財務行政の中心にあったのは増加収入裁判所 (The Court of Augmentations) であり、あくまでも財務府は二次的な財務裁判所でしかなかった。ところが 1540 年代末から 1550 年代初めにかけて財政危機が深刻化すると、財政改革の気運が急速に高まり状況は一変することになる。すなわちこの時期にテューダー財政を健全化させるために様々な改革が試みられることになるが、そのクライマックスとして部局の統廃合が行なわれ、最終的には 1554 年に増加収入裁判所と初年度・十分一税裁判所 (The Court of First-Fruits & Tenth) が財務府に統合された。それによって、財務府が再び財務行政の中心に位置するとともに⁽³⁾、初めて財務府内に効率的な会計業務方法が導入されることになった、というのである⁽⁴⁾。

ところで、このような一連のテューダー財政史研究の流れを追ってみると、その中にいくつかの共通の暗黙の前提があったように思える。それは第一に、その間ずっと財務府は伝統的かつ非効率的な諸手続きに基づく保守的な財務裁判所であったということ、第二に全般的に見てテューダー財

政機構の主要機関であった財務府とハウスホールド、さらに一連の新財務裁判所が、制度的にかなり相違し競合しており、またある程度まで不完全な財政部局であったということである。本稿の目的の一つは、16世紀半ばテューダー財政の分析を軸にまさにこの共通の前提を再検討してみるところにある。というのも、これまでの研究が財政機構の拡大期に関する部分に集中しており、1540年代末以降の収束期に関する研究は十分とは言えないため、それを全体として捉え直してみることに、また財務行政の分析が会計業務の理論的部分に偏っており、実務過程の分析に基づいて各財務部局の諸手続きを比較してみる作業が残されているからである⁽⁵⁾。

そこで本稿では、最近徐々に研究成果があがりつつある16世紀半ばの財務府出納部 (the Exchequer of Receipt) の財務行政について⁽⁶⁾、とくにオールソプが編集した支払い報告書 (the declaration of issues, E405/484) の分析をもとに⁽⁷⁾支払い業務について分析しながら、上述の問題についての考察を行ないあわせて今後のテューダー財政史研究のありかたについても展望してみたい。

2 財務府出納部の支払い関係記録について

(1) ディーツの研究とその問題点

まずエドワード6世期財務府出納部の財務行政について知ろうとする時、その先駆的な研究としてディーツ (Dietz, F. C.) の研究を挙げることができる⁽¹⁾。彼の研究はテューダー期から初期ステュアート期までの財務府に限らず政府財政を全般的に扱ったものであった。もっとも彼の関心は主に財政収支の面におかれていたがために、たとえば個々の財務部局内の具体的な運営状態・諸手続きについて知ろうとする場合にはあまり役に立たない。また彼の分析方法・統計数値についてもいくつかの問題点が指摘されていることも事実である。しかしその後同時期に関してこれ程とまった研究がでてきておらず、また依然として高い有用性を持っていることから、ここで彼の研究について振り返りその問題点についていくつか指摘しておくことから始めることも意味のないことではなからう。

さて、彼がエドワード6世期財務府出納部の分析に用いた史料は主に次の三つ、

- ① 1609年に作成された1547-55年の出納官会計検査簿の要録⁽²⁾
(the eight folios summary of the views of the teller's accounts for 1547-55)
- ② 1550-1年の経常収支報告書⁽³⁾
(the fair copy of the declaration of the state of the treasury 1550-1)
- ③ エドワード6世治世の支払い報告書⁽⁴⁾
(the declarations of issues for the entire reign)

であった。彼はまず①と②をもとに1547年イースターから1552年ミクルマスまでの財務府の各会計年度ごとの総収入額と1552-4年の2年間をひとまとめにした総収入額、1548年から1553年にかけての各年度ごとの税収入額などを示している⁽⁵⁾。また③から各年度の総支出額、さらにその支払い項目として1550-1年を除く各年度の財務府の俸給、1550年までの各年度のハウスホールド費、大納戸部費 (the great Wardrobe) のいわゆる経常費と、各年度の非経常費を算出している⁽⁶⁾。

こうして彼はエドワード6世期財務府出納部のほぼ各年度の総収入・支出額を示そうと試みたわけである。確かにそれによって、その概要については十分に知ることはできるものの、その個別具体的な財政状態について知ろうとする場合には、いくつかの不十分な点がある。たとえば、ディー

ツが示している各年度の税収入額のなかに1547年のサブシディ、10分1・15分1税収入額が含まれていないが、これはエドワード6世期財務府で受領された税収入額のほぼ3分の1を占めていたことから、彼の示した税収入に関する情報が不十分なものであることが知れる⁽⁷⁾。また各年度の総収入額については示されてはいるものの、その細目とりわけでもその中で財務府の經常収入の中心的部分を占めていた国王の古来の収入 (the ancient revenues of the crown) や、裁判収益 (profits of justice) の額については何ら具体的な数値は示されていない。一方、収入部門に比べると支出部門はより包括的なものとなっていたが、その場合にもディーツは支払い報告書の中から重要な部分のみを取り出してその支出項目全体の約半分を示したにすぎなかった。

さらに、彼が用いた史料の性格とその問題点についても若干の指摘をしておく必要がある。現在公文書館 (the Public Record Office) が所蔵しているエドワード6世期財務府出納部の会計業務に関する史料としては(図表-1)に示したものがある。そこからまず気づかれることは、彼が直接・間接に用いた史料はそのうちのわずかに3つにすぎなかったということである。さらに現在史料①の基となった出納官会計検査簿は公文書館に残っているにもかかわらず、彼が用いたのはほぼ半世紀後にそれをもとに作成された要録であった。もちろんその要録はオリジナルな史料ほど詳細な報告書とはなっておらず、また転写の過程で生じた誤りもいくつか散見されるのである。しかし、史料②の問題はより深刻といえる。当時、枢密院は政府財政の状態を把握するために財務府を含む各財務裁判所に対して毎年經常収支報告書を提出させていた。しかしこの制度は1505年ごろ確立されて以降急速に衰微していき、16世紀半ばまでに時代遅れで殆ど当初の目的を果たさなくなっていた⁽⁸⁾。財務府ではこの經常収支報告書は割り符局の割り符局書記 (the writer of tallies) により作成されており、まずその草案が作成され、次にそれを基に正式な年次報告書が作成され国王・枢密院に提出されていた。重要なことは、草案部分の作成の段階ではその記録に正確さが期されており、またそのために十分に配慮と調査がなされていたにもかかわらず、いざ正式な報告書の作成の段階になると、不正確ないしは不完全な箇所が度々認められるということである⁽⁹⁾。これは先程の經常収支報告書の制度自体の衰微を裏付けるものと言える。さらに割り符局書記が同報告書とは対照的に出納官会計検査簿や支払い報告書といった他の正式な会計報告書の作成の際にはその正確さに十分な配慮をしていたことから、彼ら自身すでにこの正式な經常収支報告書に重要性を認めていなかったことが知れる。従って、財務府内部で同報告書が十分な監査を受けていたとは考えられないし、ましてや国王・枢密院でそれが監査されたり、またそれを基にかれらが財務府出納部の財政状態について十分な情報を得ていたとは見做しがたいのである。このように史料②を用いる場合には史料上の信憑性の点から慎重さを要するのであり、少なくともその草案部分、受領記録 (the receipt roll)、出納官会計検査簿、等の関連史料との照合作業が必要となるのである。

こう考えてくると、彼が用いた史料のなかで財務府の財政状態を示すという目的に最も適した史料は史料の正確さ・残存状況からみて支払い報告書ということになる。しかし、即述のように、支払い報告書に基づく彼の支払いに関する情報は限られており、またその具体的な内容の検討・当時の支払い手続きのあり方については殆ど触れられていない。ゆえに、いまだに当時の財務府出納部の支払いに関する包括的な分析が残されているのであり、本稿でこの支払い報告書405/484を基本史料としつつ財務府出納部の会計業務・財政状態について分析する理由のひとつもそこにあるのである。

(図表-1) 財務府出納部の財政収支関係史料

term christian and regnal year	Hilary 1547 1	Easter 1547 1	Mich 1547-8 1-2	Easter 1548 2	Mich 1548-9 2-3	Easter 1549 3	Mich 1549-50 3-4	Easter 1550 4	Mich 1550-1 4-5	Easter 1551 5	Mich 1551-2 5-6	Easter 1552 6	Mich 1552-3 6-7	Easter 1553 7		
① tellers' bills E 402	101p	100p	101p	102p	103p	104p	105p	106p	107, 233p	108p	109p	110p	111p	112p		
② tellers' books E 405																
Brigham	←			E405/492 ; E407/60/3,4				→			E407/60/3p	E407/60/5	E407/60/6,7			
Shelton	485	←			485 ; 491		→			←			494p	182p		
Joskyn & Darknall	482p	←			482 ; 493		→			←			488p	495		
Chaloner & Farnham													E407/61/1p			
③ tellers rolls E 405	116												117	118		
④ receipt rolls E 401																
treasurer's	1174	1176	1179	1181	1183	1185	1187	1189	1192	1195	1198	1199	1200	1202		
Chamberlains'	1175	1177 1178p	1180p	1182*xp	1184p	1186*xp	1188p	1190*xp	1193 1194p	1196*xp 1197p			1201*xp			
⑤ tallies E 402																
⑥ view of tellers' accounts	←								E405/490							→
⑦ declaration of state of treasury (copy)											E405/212					
" (draft)				E405/489		E405/498			E405/497			E405/496p				
⑧ declaration of issues	←							E405/484							→	
⑨ tax receipt	←								E405/560p							→

(1) p=部分的に残存するもの x=破損がひどく殆ど使用が不可能なもの

(2) すべて公文書館 (P. R. O) の整理番号による

(3) Alsop, Exchequer, p. 297より作成

(2) 財務府出納部の支払いに関する会計報告書について

当時、財務府出納部において支払いに関する正式な会計報告書としては、支払い報告書、出納官記録 (the teller's roll)、経常収支報告書、出納官会計検査簿の計4つあった。ここでは、この四つの報告書の特性について個々に概観しておくことにする。

まず出納官記録であるが、これは四人の出納官の収入・支出について記録した報告書であった。同記録が初めて現われてくるのは15世紀初めのことと言われており、当初それは出納官の金銭処理事項の非公式な控え簿として用いられていた⁽¹⁰⁾。しかしその後、次第に書式も定型化され正式な報告書へと発展していく。少なくともヘンリー7世の時代までには出納官は彼らの金銭処理事項をまず控え簿 (the rough paper book) に記録し、後にそれを正式な報告書である出納官記録に清書するという制度が整っていた⁽¹¹⁾。そして控え本は出納官の会計記録として彼らのもとに保管されていたが、出納官記録は割り符局へ送付され、割り符局書記による会計監査を受けた後に同局内に保管された。出納官記録は半年期ごとに割り符局書記による会計監査を受けており、その監査が終わると割り符局書記は同記録を基にその要録を作成したが、これが出納官会計検査簿であった。

経常収支報告書の導入に至る事情についてはよくわかっていないが、それが最終的に定型化するのには、おそらく1505年ごろのことであろうと言われている。もともと同報告は出納部の各会計年度のすべての収入・支出、アサインメント (assignment) を含む完全な会計報告書であったが、1514年以降すべての課税収入・支出が除外されたため、以後同報告は経常収入・支出に関する会計報告書として落ち着くことになった⁽¹²⁾。そして同報告書は1557年ごろに継続されなくなるまで正式な会計報告書として割り符局書記によって作成され続けたのである⁽¹³⁾。

次に支払い報告書についてであるが、これは枢密院から財務府に対して支払い令状として送付されたすべての枢密院への権限授与書 (the privy council warrant, 以下「権限授与書」略記) の記録であった。つまり、同報告書作成の最大の目的は支払い命令書の権限の帰属先を記録しておくことにあったのであり、残りの三つの報告書のように現金の支払い額について記すという厳密な意味での会計報告書とは、もともと性格の異なるものであった。同報告書の中にはまず権限授与書に基づいて枢密院から請求されたすべての非経常費の細目と額とが記録されていた。そしてさらに重要なことは、経常費についても要約された形で記録されていたことであり、それは先程の経常収支報告書を基に作成されたものであった。ゆえにわれわれは、この支払い報告書を利用することによって、財務府出納部の各会計年度の支出の概要についてほぼ完全に (アサインメントを除いて) 知ることができるのである⁽¹⁴⁾。

さて、そうすると次に、この四つの支払いに関する報告書が相互にどのような関係にあったのが問題となる。全般的に見て、もともと財務府出納部の各会計報告書は財務府の長い歴史の中で、ある特定の時期の会計業務上の必要に対応させるべく個々に明確な目的を持って導入されたものであった。しかしその後の財務府を取り巻く状況の変化、財務府内部の諸手続きの改革、等を通じてエドワード6世の時代までにそれらの報告書のいくつかは当初の目的を果たさなくなっていたにもかかわらず、存続していた⁽¹⁵⁾。この四つの報告書についてみても、それらはもともと相互補完的關係にあったとは見做しがたく、また多くの部分でオーバーラップしていることがひとつの特徴をなしていた。またこうした事情が財務府会計業務を複雑化する要因のひとつとなっていたことは言うまでもない。

(3) 財務府出納部における支払い手続き⁽¹⁶⁾

① 支払い令状について

財務府から支払いを受ける場合、まずその受領予定者（ないしはその代理人）は財務府にやってきた時、その支払いの認可状として次ぎの五つのうちのいずれかの令状を財務府に提出せねばならなかった。

まず国璽令状 (the great seal writ) は、通常、俸給や年金の支払いを認可するのに用いられたが、それはさらに、dormant great seal writとcurrent great seal writの二つに分かれていた。前者はたとえば財務府の役人の俸給や年金の支払いの場合に用いられており、その支払いが行なわれている間ずっと法的に有効であった。またその四半期、あるいは半年期ごとの支払い額も固定されている時に用いられた。後者はたとえば俸給が日当で計算される場合のように、その支払い額が一定でないような場合に用いられた⁽¹⁷⁾。

次に王璽令状 (the privy seal writ) は譲渡割り符 (tallies of assignment)、権限授与書に基づく支払いや諸々の支払いの認可のために用いられた。王璽令状による支払いはヘンリー 7 世時代までは財務府出納部の主要な支払い手続きとして用いられていたが、しかしヘンリー 8 世の時代に入ると次第に用いられなくなっていった。オールソプによればエドワード 6 世期財務府出納部に送られた全175の王璽令状のうちその大半の140が譲渡割り符に関するものであり、直接王璽令状に基づいて出納部から現金の支払いが行なわれた例は減少しており、年平均にしてわずか5つの令状が発行されるにとどまっていた⁽¹⁸⁾。

また御璽令状 (the signet writ) もヘンリー 7 世時代に度々用いられていたが、これもヘンリー 8 世時代には用いられなくなり、エドワード 6 世の時代には財務府の通常支払い方法ではなくなっていた⁽¹⁹⁾。

この王璽・御璽令状に代わって16世紀半ばまでに一度限りの特別な支払いの認可状として度々用いられたのが、権限授与書であった。ヘンリー 8 世は枢密院のメンバーにこの権限授与書に署名する権限を与えるいくつかの授權書 (commission) を発行したが、同治世最後のものである1546年の授權書を見ると、6名の枢密顧問官 (privy councillors) にその権限を付与している⁽²⁰⁾。そして、この枢密顧問官の署名入りの権限授与書が枢密院から財務府に送られ、それに基づいて支払いがなされたのである。しかしその際、支払い手続き上ひとつの重要な問題が残っていた。というのは、枢密院は1556年まで固有の印璽をもっておらず⁽²¹⁾このような印璽を伴わない枢密顧問官の署名のみからなる権限授与書による支払いという手続きの急激な変化は、財務府のように伝統を重んじる所では認められるものではなかった。つまり、それだけでは支払い令状としての法的根拠が薄いと見做されたのである。そのため財務府側は支払い後にその手続きを正式に記録するために、いわば事後承認のかたちで枢密院に対して王璽令状を請求することにより法的根拠を充足させるという方法をとったのである⁽²²⁾。ところで国王・枢密院がなぜ権限授与書によるこのような支払い手続きを好んで用いたのかという点について、さきほどの1546年の授權書と1549年⁽²³⁾に発行された授權書によれば「国王の城塞や砦の費用の支払いを目的とする権限授与書の発行が国王の署名 (his own signing) を待つ間に遅れてしまうことを防ぐため」の処置であるとしている。確かにそうした戦費の迅速な支払いのために発行された場合もあるが、しかし実際には多くの権限授与書が軍事費とは関係のない様々な費用の支払いのために用いられていた。従ってその真の目的とは全般的に支払い手続きを

旧来の方法よりもより効率的かつ迅速なものにすることにあったと考えられるのである。これまで財務府の支払い手続きについては、その理論的部分のみに基づいて財務府は他の財務部局と比べて旧態依然としており遅延しがちであると考えられてきた。しかし実際には財務府でも権限授与書による支払い方法の導入によりある程度まで非公式な財務行政を行なう機会が増加していたのである。もちろん伝統的な部分も残していたが、財務府がそうした要求に対応するだけの融通性を備えていたことは注目に値するであろう。最後に財務府からの支払いは財務府の大蔵卿ないし大蔵卿補佐の発する令状 (Exchequer order) により行なわれることもあった。これは財務府内部の支払いに限られており、その支払いの多くは譲渡割符に関するものであった⁽²⁴⁾。

② 支払い手続きについて

財務府における財務行政の基本的な手順の理論的部分はすでに12世紀に作成された「Dialogus de Scaccario (財務府での対話)」⁽²⁵⁾の中に示されていたが、実際にはその手続きはその後の400年の間にかなりの変化を示していた。

まず理論的には財務府における財務行政は大蔵卿 (the treasurer) と二人の侍従 (chamberlains) を中心に運営されることになっていた。しかし15世紀初頭までに大蔵卿は出納部での実際の業務から退き、その仕事を彼の書記官に任せるようになり、その間に彼の地位は大蔵卿補佐 (the under-treasurer) へと上昇していった⁽²⁶⁾。また同じように侍従の財務行政に占める重要性も低下していったため⁽²⁷⁾、以後、出納部における会計業務は大蔵卿補佐の監視下にすすめられることとなった。しかし、16世紀に入るとこの大蔵卿補佐も実際に財政行政に携わることをやめ、出納部の財務行政の監視という役割を割り符局書記に任せるようになった⁽²⁸⁾。こうしてヘンリー8世治世末までに、出納部の会計業務は大蔵卿補佐の名目的な監視のもとに、実際には割り符局書記と出納官を中心にして行なわれるようになったのである⁽²⁹⁾。

さて、受領予定者 (ないしはその代理人) が支払い令状を携えて出納部にやってくると、まず理論的には大蔵卿と侍従のところへ出頭することになっていたが、かれらは稀にしか財務府へ登庁してこなかったため、それは全く儀礼的なものにすぎなくなっていた。従って、多くの場合、かれらは直接割り符局書記のもとに出頭したものと考えられる。同書記はまず彼が提示した支払い令状を記録し、最終的にはそれらの令状もすべて同局に保管された。そして同書記は諸手続きを終えると彼を支払いを行なう特定の出納官のもとに送った。受領予定者は出納官のもとにやってくると、出納官の控え簿に必要事項の記入を行なった後に出納官より支払いを受けたのである⁽³⁰⁾。その後出納官は半年期ごとにその控え簿をもとに出納官記録を作成し、割り符局書記による会計監査を受けた。その監査が終了すると、割り符局書記はその出納官記録をもとに出納官会計検査簿を作成し、こうして一連の支払い手続きが完了した。

このような支払い業務を見てまず気づかれることは、その間割り符局書記がきわめて重要な役割を果たしていたということである。さらに彼は出納官の会計業務を監視していたのみならず、正式な会計報告書である経常収支報告書、支払い報告書、出納官会計検査簿、税収入記録 (the register of tax receipts) の作成に関しても責任を持つようになっていた⁽³¹⁾。こうして割り符局書記の仕事は15世紀半ばには殆ど割り符への受領金の明細の記入に限られていたものが、16世紀に入ると事実上、大蔵卿・侍従に代わって財務府会計業務において中心的役割を担うようになったのである。

3 The Declaration of Issues, 405/484の分析

(1) 支払い報告書の概要

ここでは、支払い報告書にかかわるこれまでの論点を整理しながら、その概要について示しておくことにする。

即述のように支払い報告書の第一の特徴は、それが権限授与書の記録を目的とするものであったということである。このように同報告書はもともと実際の支払いの記録を目的とはしていなかったため、たとえば各支払いに国王収入と課税収入のいずれが用いられたのか、また実際に支払いを行なった出納官の名前についても記していなかった。

また同報告書はすべての臨時の支払いとともに経常支出の要約も含むことから、財務府の各会計年度の財政収支の全般的状況について十分に知ることができる。ただ、経常支出部門については経常収支報告書をもとに作成されたこともすでに述べたが、しかしそれをそのまま含んでしまったのでは同報告書の中に重複部分が生じてしまうことになる。というのも、国王収入のうちの一部も非経常費の支払いのために用いられており⁽¹⁾、その部分が再び支払い報告書の中に権限授与書の記録としてあらわれてくるからである。そのため同報告書では経常支出部門から非経常費にかかわる部分が削除されており、こうして文字どおり経常・非経常費とが完全に分離されることになった。しかし他方でこのような区分方式が、出納官記録、出納官会計検査簿や経常収支報告書に見られるような、国王収入からの支出と課税収入からの支出という収入源に基づく伝統的な支払い項目の区分法を犠牲にすることになったことは注意すべきであろう。

ところで具体的な報告書の検討にはいる前に、最後にもう一点触れておかねばならないことがある。それはここで「経常費」、「非経常費」概念をいかに捉えておくのかという問題である。この問題は近年のエルトンの提言を機に起こった「議会課税」に関する論争における争点のひとつともなっており、その取り扱いには慎重を要するのである⁽²⁾。ただこの問題の理念的な部分はひとまずおいて、こと16世紀財務府の会計業務、いわゆる実務レベルにおける両者の取り扱い方について定義するとすれば、それは比較的容易である⁽³⁾。まず経常費として処理されたものは基本的にその支払いが常設のものであり、毎年定期的に発行される支払い令状 (annual dormant or current warrant) に基づいて支払われる費用をさしていた。財務府ではすべての俸給、食費 (diets)、年金ならびに毎年枢密院から割当てられていたハウスホールド費、大納戸部費がこれにあたる (図表-2を参照)。一方、非経常費とは、それ以外の特別かつ個別の支払い令状によるすべての支払いをさしており、この中には王室家政費から平時・戦時の政府の統治費まで様々な費用が含まれていた。ただし、必ずしも非経常費は一時的な費用というわけではなく、事実上、常設のものであったが、ただ法的・慣習的に経常費としていまだに認められていないものも含まれており、通常これらの費用が経常費として認められるためにはかなりの時間を要した。財務府では平時にはまず経常収入によって経常費の支払いが行なわれ、さらにその余剰分で経常収支報告書に示されているような非経常費の支払いがなされた。つまりこれは理論的には「国王は平時には独力で生活すべきこと」が期待されていたことを示すものであり、ただ戦争等の「非常の必要」により生じた費用については、その余剰分と非経常収入—課税収入—をもって支払いに充てることを建前としていたのである⁽⁴⁾。ではこのような財政理念は16世紀半ばの財務府出納部の実務レベルでどのように取り込まれていたのだろうか。

(図表-2) Ordinary expenditure

	salaries & pensions	Great wardrobe	household
Mich. term 1546—7	7,332	150	5,198
Easter term 1547	6,505	150	—
<u>MI546-MI547</u>	13,837	300	5,198
Mich. term 1547—8	5,592	150	—
Easter term 1548	5,352	150	16,328
<u>M1547-M1548</u>	10,945	300	16,328
Mich. term 1548—9	5,201	150	3,000
Easter term 1549	5,165	150	5,143
<u>M1548-M1549</u>	10,336	300	8,143
Mich. term 1549—50	6,692	150	4,235
Easter term 1550	6,443	150	10,353
<u>M1549-M1550</u>	13,135	300	14,588
Mich. term 1550—1	9,284	150	3,000
Easter term 1551	7,393	150	3,000
<u>M1550-M1551</u>	16,677	300	6,000
Mich. term 1551—2	6,808	150	484
Easter term 1552	7,137	150	1,349
<u>M1551-M1552</u>	13,945	300	1,833
Mich. term 1552—3	8,295	150	3,000
Easter term 1553	11,628	150	2,222
<u>M1552-M1553</u>	19,923	300	5,222
total reign (excluding Mich. term 1546—7)	91,496	1,950	52,114

(1) 単位はポンド

(2) Alsop, Exchequer, p. 233, table 13より作成

以上の論点を念頭に置きつつ、経常・非経常支出について順次みていくことにしよう。

(2) 経常支出

① 俸給と年金

エドワード6世時代には財務府内外の官職保有者をはじめとする様々な人々からなるおよそ340人の人々が毎年財務府から俸給を支給されていた。支払い項目を各ユニットごとに見てみると、最も支払い額の大きなものは軍需部 (the ordnance) の将校・砲手ら約84名に対する支払いであった⁽⁶⁾。軍需部への支払いは1541—2年には£850であったが、1550—1年には£1,237に上昇しており、また1545—54年の支払い額の平均をとってみても£1,175とかなりの上昇を示していた⁽⁶⁾。他に主なものとして、財務府内の官職保有者への支払いは年平均で監査部へ£715、出納部へ£620が支払われており、その額自体には大きな変動はなくずっと安定していた⁽⁷⁾。しかし、支払い額の点からすると、ナイト・エスクワイアや他の人々と題されたユニットが最も多く、その中には官職保有者をはじめとする実に様々な人々が含まれており、その数はざっと130名に達した⁽⁸⁾。1541—2年には£1,465が支払われていたが、その後3年以内に£4,900に上昇しており、この額は1552—3年に£7,900に跳ね上がるまで大体において維持されていた⁽⁹⁾。

以上、エドワード6世時代に財務府出納部から支払われた俸給額は年平均で約£9,900となったが、これは同時期の財務府の総支払い額の年平均£78,121の約12.4% (アサインメントを除く)、また財務府の年平均経常収入額 (非課税収入) £26,635の約37.4%にあっていた⁽¹⁰⁾。

このように16世紀半ばの財務府出納部からの俸給支払い額はエドワード6世の時代にかけてずっと上昇傾向にあったことが知れるが、財務府の経常財政をさらに圧迫していたのが年金の支払いで

(図表—3) 財務府出納部からの
年金支払い額

1541—2年	42人	£1,073
1544—5	49	1,293
1547—8	50	2,461
1548—9	59	2,862
1549—50	x	x
1550—1	114	7,100
1552—3	143	7,792

(1) Alsop, Exchequer, pp. 234-5より作成

(2) x印は史料なし。

あった。財務府からの年金の支払い額はすでに1540年以降上昇傾向にあったが、エドワード6世治世半ばにはいと急上昇しており (図表—3)、エドワード6世時代の年金支払い額は、年平均約£5,050、財務府の年平均支出の約6.3%にあたった。また一人あたりの年平均供与額になおしてみても、1541—2年には£26であったものが1552—3年には£54に上昇しており、また1548—9年には£100以上の年金支給を受けていた者は11名にすぎなかったが1550—1年には30名に増加していた⁽¹¹⁾。このように16世紀半ばに年金の供与額と受給者数は

増加傾向にあったわけだが、当時すでに政府の側もこの年金の支払いが経常財政を圧迫する一要因となっていることに気づいていた。たとえば1551年7月10日付けの枢密院法令において、以後新たな年金の供与を制限することを定めているし⁽¹²⁾、また1552年の財政委員会の報告書も経常財政の健全化のために年金の供与を制限する必要があると勧告しているように⁽¹³⁾、この問題は当時の財政改革の際の重点項目のひとつに数えられていたのである。最後に俸給と年金支払い額の合計についてエドワード6世治世の間に限ってみると、年平均£14,950となった。この額は財務府の経常収入の約56.4%、財務府の総支出額の約18.6% (アサインメントを含めると約19.3%) にあっていた。

② ハウスホールド、大納戸部 (the great wardrobe) 費

財務府は俸給・年金の他に経常費として毎年ハウスホールドと大納戸部へも一定額の支払いを行っていた。

もともと財務府はエドワード4世治世以来、ハウスホールドの維持のために毎年アサインメントによる支払いを行っていた⁽¹⁴⁾。しかし、1540年の制定法によりそれが大幅に改革されることになった⁽¹⁵⁾。すなわち政府から財務府、増収裁判所、ランカスター公領裁判所、初年度・十分一税裁判所、に対してdormant warrantsが発行され、以後それに基づいて各裁判所がハウスホールドの金庫役(the cofferer of the household)へ支払いを行なうことになったのである。その際、毎年この四つの裁判所に対して総額£30,000が割り当てられており、そのうち財務府への割り当ては当初£10,000であったがエドワード6世の時代に£6,000に減額されている⁽¹⁶⁾。しかし、実際には財務府からの支払い状況を見るかぎり(図表-2)、それが支払い期限内に全額納められたとは見做し難い。たとえば、1551-2年のミクルマス会計年度にはすでに£6,000に減額されていたにもかかわらず、金庫役Ritherへのかつての未納分£1,349に£483を加えた£1,833しか支払われておらず、また次年度の£5,222のうち£922もRitherへの未納分の支払いであり、実質的には£4,300しか支払われていなかった⁽¹⁷⁾。このような状況は他の財務裁判所にも見られたようで、枢密院は1549年5月7日付けで各財務裁判所に割り当て額を期限内に迅速に支払うように督促しているのである⁽¹⁸⁾。

一方、大納戸部への支払いはアサインメントによる£1,175.19.11とともに現金で£300が毎年支払われていた⁽¹⁹⁾。これはイースター・ミクルマス期に分割払いされており、また額自体も小額であることもあって順調に支払われていた。

従って、エドワード6世期の財務府から政府への定期的な現金の支払い額は理論的には£6,300になるべきものが、実際にはオールソプの計算によると年平均£4,722でしかなかったことになり、これは年平均経常収入額の17.8%にあっていた。

③ 経常支出総額

以上のことから我々は、次のようなエドワード6世期財務府出納部の経常支出の数値を得ることができる。すなわち、俸給・年金として£91,496、政府への定期的な支払いとして£54,064、従って経常支出総額は£145,560となる。この額は経常収入総額£180,938の約80.4%にあっていた。

(3) 非経常支出

① 軍事費

エドワード6世時代に軍事費は財務府のみならず政府財政そのものの最大の負担となっていたことは疑いない(図表-4)。とくに財務府に固有の事情として、原則的に課税収入が軍事費に用いられるべきものである以上、財務府からの軍事費の支払いが増えるのも当然のことといえた。それを項目別に見ると、その最大の負担は対スコットランド戦費であり£62,715であった。それとほぼ同額の重い負担となっていたのが対フランス戦費でありその額は£60,539に達しており、その大部分

はカレー・ブローニュの城塞建築費に充てられていた。また海軍費として£40,700、軍需部費としては£12,785が支払われていたがその大部分は1547年に支払われていた。最後に国内の城塞・砦の費用として£12,065が支払われたが、その内の£7,212はポーツマスとワイト島(the Isle of Wight)の城塞の費用であり、その残りはすべてオールダニー島(Alderney)の費用に充てられた⁽²⁰⁾。従って、この時期に財務府は軍事費として総額£189,802を支払っており、それは財務府の全支出額の36.4%を占めていた。これを年平均支出額になおすと£29,200となるが、しかし実際には各年度によってかなりばらつきがあり、1548—9年には£45,963という最大支払い額を示していたのに対して、1552—3年にはその支払いはずかしく£1,947にすぎなかった。

さてそうすると、これら戦費と課税収入との関係についてであるが、それはわれわれの意に反して課税収入の約56.5%にしかすぎなかった。そしてその残りのかなりの部分が次に検討するそれ以外の非経常費のために用いられていたのである。

② 軍事費以外の非経常費

軍事費以外の非経常費は実に様々な費用が含まれていたが、主なもののみを挙げてみると次のものがある。まずユニットごとに見ると、そのうち最も多かったのはヘンリー8世時代の負債の返済費であり財務府は1547—8年に総額£21,733を政府に支払ったが、そのうちの大部分は国王の使用する奢侈品の代金を前払いしていた大納戸部や財宝部(the jewel house)の債権者への返済に充てられた⁽²¹⁾。また様々な報酬として(図表4—⑤)£5,629、1550—1年にはフランス大使への贈呈品の代金として£7,422が支払われていた⁽²²⁾。さらに、プリビ・パース(the privy purse)の金庫役へも支払いが行なわれた(図表4—④)。1549年のプリビ・チェムバーの改組以降、同局の四人のプリンシパル・ジェントルメン(four principal gentlemen)がその管理に責任を負っていたが⁽²³⁾、1550年イースターから1552年ミクルマスまでその支払い額自体は小額であった。しかし、オズボーン(Osborne, Peter)が彼らの書記に任命(1551—3)され⁽²⁴⁾事実上のプリビ・パースの管理者となって以降その額は急増しているが、それは主に次の理由によっていた。まず、1552年2月8日付けで枢密院は財務府をはじめとする5大財務裁判所に対して法令を発しており、これまでの滞納金を徴収しそれをオズボーンへ支払うよう命じている⁽²⁵⁾。財務府自体の支払い額は相対的にみて少なかったようであるが、さらに枢密院は財務府に対して1552年4月と5月に、議会課税であるレリーフ(relief)の収入より£7,479 7s7 ½ dをオズボーンに支払うように命じているのである⁽²⁶⁾。しかし、レリーフに限ってみると、さらに多くの支払いが造幣局(the Mint)の財務官(the treasurer)のペッカム(Sir Edmond Peckham)に支払われており、1550年イースター期に£6,000、1553年イースター期に£11,291が支払われた⁽²⁷⁾。また財務府は時々アイルランドの諸経費(図表4—⑬)も支払っていた。

以上の諸経費は、ともかくも非経常的費用として理解することができる。しかし、次のような費用は非経常費として扱われてはいるが、実際には明らかに平時の政府の経常的な負担であった。

まず財務府は、ハウスホールドと大納戸部に追加支払いを行なっていた(図表4—①、②)。これは両局における諸経費が財務府をはじめとする各財務裁判所からの毎年の割り当て額を上回る程に増大していたために、政府がその不足分の支払いを各財務裁判所に命じたものであった。そのうち財務府に関するものとしては大納戸部に対して£14,802、ハウスホールドに対しては£13,392が支払われていたが、さらにチェムバーに対しても£17,000が支払われていた(図表4—③)。また貴金属の購入代金(図表4—⑥)として£8,469、非軍事的施設の建設費(図表4—⑦)として£5,078、メ

(図表一 4) Extraor

	①	I
	Great wardrobe	
Mich. term 1546-7	—	
Easter term 1547	11,000	
<u>M1546-M1547</u>	11,000	
Mich. term 1547-8	3,000	
Easter term 1548	—	
<u>M1547-M1548</u>	3,000	
Mich. term 1548-9	—	
Easter term 1549	—	
<u>M1549-M1549</u>	—	
Mich. term 1549-50	—	
Easter term 1550	82	
<u>M1549-M1550</u>	82	
Mich. term 1550-1	—	
Easter term 1551	—	
<u>M1550-M1551</u>	—	
Mich. term 1551-2	—	
Easter term 1552	—	
<u>M1551-M1552</u>	—	
Mich. term 1552-3	—	
Easter term 1553	—	
<u>M1552-M1553</u>	—	
Total reign (excluding Mich. term 1546-7)	14,802	

- (1) 単位はポンド
- (2) Alsop, Excheq
- (3) 各年度の総計

アリ・エリザベス両王女の家政費として£1,000, ノーサumberland (Northumberland) 公が組織した騎馬隊 (the mounted band) の費用として£5,000が支払われていた⁽²⁸⁾。他にも様々な費用が挙げられるがこれだけ見ても財務府から政府の平時の経常的費用のうちのかかなりの部分が会計処理上、非経常費として、支払われていたことは容易に推測できる。

以上、軍事費以外の非経常費は総額£172,252, 年平均になおすと£26,500となった。

ではこれらの費用が財務府からどのようにして支払われていたのかということだが、すでに見てきたとおり経常費の増大のために経常収入の多くは経常費の支払いに充てられており、また経常収入自体も請け負料 (farms & fee farms) の免除⁽²⁹⁾, 関税収入の減少⁽³⁰⁾などの理由から将来的にも大幅な収入の増加は見込めない状況にあった。そのため財務府では経常収入のうちわずかの部分しか非経常費の支払いにまわすことができず、その不足分を非経常収入—議会課税収入—により支払うことを余儀なくされていた。こうしてオールソブの計算によると少なくとも課税収入のうち約25%が平時の政府の経常的費用の支払いのために用いられることになったのである⁽³¹⁾。

(4) 財務府における経常費・非経常費の捉え方

ここまでの支払い報告書の分析を通じて、われわれはエドワード6世期財務府出納部の財務行政に関するいくつかの特性を知ることができた。しかし、ここでもう一步踏み込んで考えておきたいのは、財務府における経常費・非経常費の捉え方の問題である。とくに、政府の平時の統治費の増加分が財務府においては非経常費として処理されていたことの意味である。というのも、この問題がおそらく財務府のみならずテューダー財務行政そのものをも規定する重要な問題となってくると考えるからに他ならない。

政府財政全体としてみても、すでに1529年ごろには経常収入は政府の統治費を賄うのには不十分であったといわれているが⁽³²⁾, 1530年代以降もクロムエルがイニシアチブをとって実施した行政改革による統治機構の拡大、またインフレーションによりそうした傾向はさらに深刻なものとなった。そしてエドワード6世時代までに政府はもはや各財務裁判所へ毎年割り当てられた固定収入のみでは、平時の政府財政を運営していくことは不可能となっていたため、各財務裁判所に対して追加支払いを請求したのである⁽³³⁾。しかし、このような財務府への追加支払いの請求は政府の経常的費用に関するものであったにもかかわらず、財務府ではその間ずっと経常費とは1540年代半ば以降の財政危機以前の法的・慣習的に認められた常設の費用として捉えられており (図表一2), その基準を超えるものは殆どないし全く含まれておらず、そうした費用は明らかに非経常費として処理されていた。このような狭隘な経常費概念は1527年の財務府の会計報告書にもすでに採用されていたことが確認されており、そこでもヘンリー7世時代の基準を超える経常的費用はすべて非経常費として扱われていた⁽³⁴⁾。従って、政治・経済上の変化にもかかわらず、それ以後もずっと財務府会計業務はこのようにいわば保守的な財政理念のもとで行なわれていたものとも見ることができよう。確かに政治・経済的に安定しており、経常的費用の増加が一時的なものであれば、このような経常・非経常費の捉え方は財政運営上必ずしも非論理的というわけではなかったが、エドワード6世時代までずっと政府の統治費が増大していったことは、次第に二元論的な経常・非経常財政区分制度そのものの理念と実態とを乖離させていった。すなわち、経常収入→経常支出、非経常収入→非経常支出の関係は理論的には維持されていたが、実際には課税収入によって政府の平時の統治費のかかなりの部分が支払われていたのである。

4 む す び

では最後にこれまでに明らかとなった財務府出納部の会計業務の諸特徴をもとに、当時のチューダー財務行政の中に財務府の全体的位置付けを行ないつつ、今後のチューダー財政史研究の展望を試みてみたい。

これまで初期チューダー財政機構は基本的に二つの競合するシステムのもとに捉えられてきた。すなわち時代遅れで非効率的な財務府と発展的で融通性を兼ね備えたチェムバーという構図である。確かに16世紀前半に財務府に根本的な改革は起こらなかったが、しかしその間状況の変化に対応して、財務府出納部の会計業務にも修正が加えられていったのである。当時実際に会計業務に携わっていたのは、主に割り符局書記と四人の出納官であり、とくに前者はその間に低級の書記職から事実上、同局内で最も影響力を持つ官職となり、大蔵卿補佐の名目的な監視のもとに会計業務全般に責任を負うことになった。また出納官記録の発達により受領記録・支払い記録は次第に当初の機能を果たさなくなっていき、1514年以降支払い記録の作成は行われなくなった。さらに財務府は新たに枢密院から発行されるようになった権限授与書に基づくある程度まで非公式な支払い請求に応じる融通性をも有していたのである。このように財務府でもいくつかの効率的で相対的にみて簡潔な会計業務が行なわれるようになっていたのであり、またこの時期に特徴的であった(国王・枢密院との)親密性と融通性をチェムバーとともに共有していたのである⁽¹⁾。従って、これまでのように会計業務の諸手続きに基づいて財務府とチェムバーを競合するシステムとして明確に区分して捉えることはできず、今後チューダー期の財務行政を理解するうえで新たなフレームワークを設置する必要があるように思われる。

第二に枢密院が各財務裁判所に対して発行した権限授与書に基づく支払い方法が一般化していったことは、次第に枢密院が財政収入の徴収・統制能力を備え財務行政のイニシアチブをとるようになっていったことを示している。ただし枢密院の財務裁判所に対する統制とは、殆ど会計報告書の提出と権限授与書に基づく支払い命令に限られており、財務裁判所の内政に干渉することはなかった⁽²⁾。しかしサマセット公の時代には枢密院の財務行政上の中央統制機能はかなり弱まっており、そうした影響力さえも十分に及ぼせなくなっていた⁽³⁾。そこでノーサムバランド公(the duke of Northumberland)のもと財務行政を正常化せんとする注目すべき試みがなされることになる⁽⁴⁾。すなわち財政機構の改革に向けて一連の財政委員会(royal commission)が設置されるとともに⁽⁵⁾、枢密院内部でも枢密顧問官(privy councillors)から構成される小委員会(a committee)を通じて政府財政を統制せんとする試みがなされるのである⁽⁶⁾。こうして1554年に財政機構の改革が行なわれた時、再び財務府が中心的財政部局となるとともに、枢密院が財務行政を統制していく体制が整うことになったのである⁽⁷⁾。

第三に16世紀財務府出納部の会計業務は伝統的な二元論的財政区分制度に基づいて運営されていた。しかし、その間の政治・経済上の変化にもかかわらず、ずっと狭隘な経常財政の理念が維持されていたことが、結果的にその理念と実態とを乖離させてしまったのである。またこのような保守的な財政理念は財務府のみならず、当時の政府の中でも支配的な考え方であった⁽⁸⁾。たとえば、1552年の財政委員会が各財務裁判所の経常財政の状態を調査しようとした時、彼らが問題としたのも伝統的な経常財政部門のみであった⁽⁹⁾。そしてこのように委員会が伝統的な財政理念に基づいていたことは、結果的にその調査をある程度まで非現実的なものとしてしまったのである。ところで、当時

このように二元論的な部門別財政区分制度が維持されたことの理由のひとつとして非経常収入の中心的部分が議会課税により占められていたことがあげられる。すなわち「国王は戦争等の‘非常の必要’の生じた際にのみ課税要求ができ、それをもって支払いに充てることができる」という課税原則が議会側にとっては、国王の恣意的な課税、臣民財産権への不当な介入を防ぐ防波堤の役割を果たしていたのであり、この原則が有効である限り部門別財政区分制度もまた維持されねばならなかった。しかし上述のように課税収入の運用面を見るかぎり事実上、そのうちのかなりの部分が政府の経常費の支払いのために用いられていたのである。ではその間に理論的にもそれが正当化され、課税原則も変化したのかどうかということだが、この問題は現在も論争が継続中である⁽¹⁰⁾。このような課税原則の理論面からの分析は本稿の分析範囲を越えるものであり今後の課題とする他ないが、少なくとも、課税原則は1610年の「大契約 (the great contract)」⁽¹¹⁾論争時まで決して安定していたわけではなく、すでに16世紀半ばから政治・経済上の諸変化の圧力のもとに揺き振られ続けていたことだけは確認できたものと思われる。従って、今後はさらにそれらの諸変化が16世紀半ばから17世紀初頭の「大契約」論争の時期にかけて課税原則の理論・運用面にどのような影響を及ぼしていたのか、また両者の関係についても具体的に検討していく必要があるであろう。

〈追記〉

本稿は、平成元年度文部省科学研究費補助金奨励研究 (A) 課題番号01710206 (研究代表者・井内太郎) の研究成果の一部である。

註

はじめに

- (1) G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government* (以下*Revolution*略記), (Cambridge, 1953), pp. 13, 20-30, 160-9.; W. C. Richardson, *Tudor Chamber administration 1485-1547* (以下*Chamber*略記), (Baton Rouge, 1952), chapter II.; A. P. Newton, 'The King's Chamber under the Early Tudors', (*E) nglis h (H) istoric al (R) evi ew*, 32 (1917), pp. 348-72.
- (2) なかでもエルトンはその間にクロムエルが果たした役割を高く評価しており、それらは1530年代の革命的な行政改革の産物であったとしている。Elton, *Revolution*, pp. 160-259, 415-27. エルトン説についてはその後いくつかの批判がよせられているが、同論争については以下を参照。栗山義信「テューダー革命論争」『史林』49-3。越智武臣『近代英国の起源』ミネルヴァ書房、1966年。C. Coleman & D. Starkey (ed), *Revolution Reassessed Revisions in the History of Tudor Government and Administration* (以下*R. R*略記), (Oxford, 1986).
- (3) 1554年の財政改革については以下を参照。Elton, *Revolution*, pp. 238-51.; Richardson, *Chamber*, pp. 432-40.
- (4) Elton, *Revolution*, pp. 229-30, 237, 242, 250, 257-8.; Richardson, *History of the Court of Augmentations 1536-1554* (以下*Augmentation*略記) (Baton Rouge, 1961), pp. 211-2, 443-4, 460. Do (ed), *The Report of the royal commission 1552* (以下*Report*略記), (West Virginia, 1974), pp. xxx-iii.; M. D. George, 'Notes on the Origin of the Declared Account', *E. H. R.*, XXXI (1916) pp. 41-58.
- (5) たとえばオールソプは、当時の代表的な財務官僚の経歴、活動を分析しながらチェムバーも1530年代までに次第に官僚制的性格をおびていったこと、またチェムバーが有した融通性を備えた会計業務も行政機構の拡大する中で広く用いられるようになったという。従って彼は、この時期の諸手続きの変化をもってこの時期の財務行政を官僚制的なものハウスホールド的なものと明確に区分することはできないとする。J. D. Alsop, 'The Structure of Early Tudor Finance, c. 1509-1558 (以下*Structure*略記)', in *R. R.*, pp. 135-162. Do, 'The

- Exchequer in late medieval Government and Society (以下Government略記), in J. G. Rowe (ed), *Aspects of Late Medieval Government and Society*, (Tront, 1986), p. 195.
- (6) 16世紀半ばの財務府出納部に関する最近の研究としては以下を参照。Richardson, *Report*, passim. ; Elton, 'The Elizabethan Exchequer : War in the Reciept (以下Exchequer略記)', in Do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government 2vols*, (Cambridge, 1974), vol. I, pp. 355-88. ; Alsop, 'The Exchequer of Reciept in the Reign of Edward VI (以下Exchequer略記)', (University of Cambridge, Ph. D. thesis, 1978). ; C. Coleman, 'Artifice or Accident ? The Reorganization of the Exchequer c. 1554-1572', in *R. R.*, pp. 163-198.
- (7) Alsop, Exchequer, p. 233, Table 13.

第二章

- (1) F. C. Dietz, Finance of Edward VI and Mary (以下Finance略記), *Smith College Studies in History*, no. II, (Northampton, Mass, 1918). ; Do, *English Government Finance, 1485-1558*, (Urbana, 1921 ; repr London, 1964).
- (2) (B)ritish (L)ibrary, Lansdowne Mass. 156, fos. 16-75.
- (3) (E)xchequer 405/212.
- (4) E405/484.
- (5) Dietz, Finance, pp. 119-23.
- (6) *Ibid.*
- (7) エドワード6世期 (Hilary1547-Michaelmas1553) の税収入総額は£335,988であったが、そのうち1547年ミクマスまでの収入は£91,734であった。Alsop, Exchequer, p. 225, Table 10.
- (8) *Ibid.*, p. 282.
- (9) *Ibid.*, pp. 171-4.
- (10) J. L. Kirby, 'The Issues of the Lancastrian Exchequer and Lord Cromwell's Estimates of 1433 (以下Issue略記)', (*Bulletin of the (I)nstitute of (H)istorical (R)esearch*, XXIV (1951), p. 123.
- (11) Alsop, Exchequer, pp. 83-5, 130-1. しかし後に出納官は控え簿の記録をさらにa fair paper bookに写しかえ、それをもとに出納官記録を作成するようになった。その時期については定かではないが、割り符局書記フェルトン (Felton, Thomas) が出納部の手続きについて論じた記録の中でそれについて言及していることから、それが記されたと考えられる1557年から1566年の間には定着していたものと考えられる。このフェルトンの記録はオールソプが付録として収録している。Appendix B, in Alsop, Exchequer, pp. 304-13.
- (12) R. S. Schofield, 'Parliamentary Lay Taxation 1485-1547', (Unpublished Ph. D. dissertation, Cambridge Univ, 1963), p. 345.
- (13) Alsop, Exchequer, pp. 149-50.
- (14) 支払い報告書の文頭は次のような言葉から始まっていた。'it is a declaration of all sums of money paid out of the reciept by the tellers upon warrants from the privy Council to the treasurer and chamberlains of the Exchequer, and also of all fees, wages, and annuities payable at the Reciept'.
- (15) たとえば16世紀までに出納官の作成する明細書 (bill) や出納官記録が発達したため、割り符や受領記録・支払い記録は当初の機能を果たさなくなっていた。そのため1514年には支払い記録の作成が行われなくなった。しかし受領記録は割り符の記録として残ることになる。*Ibid.*, pp. 188-92. ; Do, Government, pp. 186-90.
- (16) 筆者は未見であるが、この時期の支払い手続きに関する当時の最も早い記述は1606年のもの (BL, Lansdowne Mass. 171, fo. 358) といわれている。Alsop, Exchequer, p. 111, (n)4. またこれまでテューダー期の受領手続きに関する研究に比べて支払い手続きに関する研究はオールソプのものを除いて全くといっていいほどなされてこなかった。オースウェイトがわずかにそれについて言及しているが、それも1554年の改革以降に関するものである。ゆえに、以下の支払い手続きに関する記述の多くはオールソプに依拠している。R. B. Outhwaite 'Studies in Elizabethan Government Finance : Royal Borrowing and the Sale of Crown Lands, 1572-

- 1603', (Unpublished Ph. D. dissertation, Univ. of Nottingham, 1964), p. 353. また篠塚信義「テューダー、初期ステュアート朝期の財政収支関係史料について『イギリス中世社会の研究』, 山川出版社, (1985年), 335-56頁, もあわせ参照。
- (17) Alsop, Exchequer, p. 112.
- (18) *Ibid*, p. 112.
- (19) Elton, *Revolution*, pp. 279-81.; D. E. Hoak, *The King's council in the reign of Edward VI* (以下*council*略記), (Cambridge, 1976), p. 149.
- (20) R. H. Brodie, *Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the reign of Henry VIII*, XXI, pt. ii, pp. 128, 159.
- (21) Elton, *Revolution*, p. 295.; Hoak, *council*, p. 148.; J. R. Dasent, *Acts of the Privy Council of England* (以下A. P. C略記), II, pp. 88-9.
- (22) Hoak, *council*, p. 148.; Alsop, 'Protector Somerset and Warrants for Payment', *B. I. H. R.*, LV (1982), p. 103.
- (23) A. P. C, II, pp. 88-9.; Brodie (ed), *Calendar of Patent Rolls, Ed VI, 1548-9*, pp. 250-1. ただし1546年の授權書はヘンリー8世の逝去により効力を失っており, 一方その次に発行されたこの1549年のものはサマセット公の失脚直後に発行されたものであった。従ってサマセット公の時代には国王の授權書を得ることなく, 枢密院から権限授与書が発行されていたことになる。この点についてホークはサマセット公の行政権限の拡大の一環として捉えるが, その点についてはオールソプは否定的である。Hoak, *council*, pp. 148.; Alsop, *op. cit.*, pp. 103-5.
- (24) Alsop, Exchequer, p. 114.
- (25) C. Johnson (ed), *Dialogus de Scaccario*, (London, 1950).
- (26) Kirby, 'The Rise of the Under-treasurer of the Exchequer', *E. H. R.*, LXXII (1957), pp. 666-77.
- (27) J. F. Willard, 'The Treasurer's Issues Roll and the Clerk of the Treasurer, Edward I-Edward III', *B. I. H. R.*, VIII (1930-1), pp. 129-38.; Kirby, Issue, pp. 126-7.
- (28) Elton, *Revolution*, p. 219.; Richardson, *Augmentation*, p. 452. とくにSir John Bakerが大蔵卿補佐に就任した(1543-58)時にその地位は最も低下した。Alsop, Exchequer, pp. 62-4.
- (29) 紙数の関係上, 16世紀の割符局書記の会計業務については十分に論ずることができなかった。別稿にてあらためて論じてみたい。
- (30) しかし実際には必ずしも受領予定者がやってきて控え簿に署名した時に全額支払われたわけではなかった。Alsop, Exchequer, pp. 89-90, 132-4. 多くの場合かれらは, これを前払いのかたちで数度にわけて支払われていた。すなわち現金の受領・支払いは, 全く出納官の裁量に任されており, また出納官記録も当時の会計報告書が一般にそうであったように, 実際の現金の受領・支払いの記録ではなく, その責任の所在をchargeとdischargeとして記録しておくことを目的とするものであったのである。
- (31) Alsop, Exchequer, pp. 121-34, 138-62.

第三章

- (1) 経常収支報告書の支払い項目は大きく分けて四つに分かれていた。
- the cofferer of the household
 - the master of the Great Wardrobe
 - all salaries and pensions (knights, esquires, and diverse persons; heralds and pursuivants; ecclesiastics; serjeants at arms; yeoman of the crown; officers, clerks and gunners of the Ordnance; officers of the Exchequer of the Audit; officers of the Receipt)
 - payments for extra-ordinary and diverse causes
- (2) Elton, 'Taxation for War and Peace in Early-Tudor England (以下taxation略記)', in Do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, vol. III (Cambridge, 1983), pp. 216-33. なおエルトン説への批判としては以下を参照。G. L. Harris, 'Thomson Cromwell's "new principle" of taxation', *E. H. R.*, vol. XCIII, no. 369 (1978), pp. 721-38.; Do, 'Theory and Practice in royal taxation: some observations', *E.*

- H. R.*, vol. XCVII, no. 385 (1982), pp. 811-19. ; Also, 'The theory and practice of Tudor taxation (以下 taxation略記)', *E. H. R.*, vol. XCVII, no. 382 (1982), pp. 1-30. ; Do, 'Innovation in Tudor Taxation', *E. H. R.*, vol. XCIX, no. 390 (1984), pp. 83-93. 篠塚信義「16—17世紀の課税をめぐって」『イギリス史研究』第32号, 1981年。本稿, むすび, 註(10)もあわせ参照。
- (3) Also, *Taxation*, p. 15. ; Do, *Exchequer*, pp. 229-30.
- (4) ウルフは「the king should live of his own」の原則は14—5世紀に発展していったとしている。B. P. Wolffe, *The Royal Demense in English History*, (London, 1971), pp. 40ff. また少なくとも1529年までの初期テューダー期の課税供与法の課税理由も王国の防衛に関するもの, とくに戦費の支払いに限られていた。Elton, *taxation*, p. 216.
- (5) Cf. Richardson, *Report*, p. 22.
- (6) Also, *Exchequer*, p. 234.
- (7) しかしこの間, 増収裁判所, 初年度・十分一税裁判所, 後見裁判所 (the Court of Wards and Liveries) の役人への俸給支払い額は増加していた。Richardson, *op. cit.*, pp. 184-5, 197, 199.
- (8) Cf. *Ibid.*, pp. 17-21.
- (9) このような支払い額の増加はその対象者が1547—9年には122名であったものが, 1552—3年には158名に増加していることと対応している。Also, *Exchequer*, p. 234.
- (10) *Ibid.*, Table 15, p. 252.
- (11) 1550—1年に支払われた年金のうち最大のもは, 1549年以来the Duke of Brunswick-Lüneburgに対して供与されていた£375であり, これは対スコットランド戦争におけるかれの功績にこたえるものであった。Richardson, *Report*, p. 32.
- (12) *A. P. C.*, III, p. 315.
- (13) Richardson, *Report*, pp. 170, 186, 219-20.
- (14) Elton, *Revolution*, p. 406.
- (15) *Ibid.*, pp. 410-12.
- (16) 以下, 増収裁判所に対して£10,000, ランカスター公領裁判所£6,000, 初年度・十分一税裁判所£4,000が割当てられていた。しかし初年度・十分一税裁判所は各年度の残金をすべて支払い込むことになっていた (Richardson, *Report*, p. 110)ため, たとえば1550—1年会計年度には£19,864 13s. 9d. q^aとなった。*Ibid.*, pp. 148, 158.
- (17) Ritherへの未納分は1556年イースター期に完済されることになる。Also, *Exchequer*, p. 237.
- (18) *A. P. C.*, II, pp. 281-2.
- (19) Also, *Exchequer.*, p. 238.
- (20) *Ibid.*, p. 242.
- (21) *Ibid.*, pp. 240-1. ; Do, *Taxation*, p. 23.
- (22) *Ibid.*, pp. 23-4. ; Do, *Exchequer*, P. 241.
- (23) もともとチェムバーはハウスホールドの部局として国王にとって最も私的な業務をおこなっていたが, 1490年代以降チェムバーが政府財政の中心に位置するようになると, そのような仕事は主にプリビー・チェムバーが扱うようになり国王の内帑金 (privy purse) についても責任をもつようになった。プリビー・パースについては以下を参照。D. Starky, 'Court and Government', in *R. R.*, pp. 29-58. ; Do, 'The king's Privy Chamber, 1485-1547 (以下chamber略記)', (unpublished Cambridge Univ. Ph. D. thesis, 1973), pp. 357-419. ; Richardson, *Augmentation*, pp. 351-65. ; Hoak, 'The Secret History of the Tudor Court: The king's Coffers and the King's Purse, 1542-1553', *Journal of British Studies*, 26 (1987), pp. 208-231.
- (24) *Ibid.*, pp. 352, 361. ; Hoak, *council*, pp. 210-2.
- (25) *A. P. C.*, III, p. 475 ; Richardson, *Report*, pp. 361-2.
- (26) *A. P. C.*, IV, pp. 27, 28, 31. ; Also, *Exchequer*, p. 240.
- (27) *Ibid.*, p. 240.
- (28) *Ibid.*, p. 236-41. ; Do, *taxation*, pp. 23-4.
- (29) Also, *Exchequer*, pp. 216-221.

- (30) 拙稿「テューダー期1558年関税改革とその政策的意図」『史学研究』172号 (1986年)。
- (31) Alsop, taxation, p. 24. メアリー・エリザベスの時代になっても、このような財務府の会計業務は引き続き行なわれた。たとえば、1572—3年のミクルマス・タームに財務府は俗人課税として£64,744、聖職者課税として£7,896の受額・支払いを行なっているが、そのうち軍事費の支払いに用いられたのは前者が£35,519 (54.9%)、後者が£1,384 (17.5%)にすぎなかった。一方、政府の経常的費用の支払いにはそれぞれ£6,733 (10.5%)、£5,516 (65.3%)が用いられた。Ibid, p. 26.
- (32) Starky, Chamber, p. 401.
- (33) たとえば増収裁判所における政府からの追加支払いの請求の状況については, Richardson, *Augmentation*, pp. 344-5. を参照。
- (34) Alsop, taxation, p. 15. 史料そのものは未見であるがオールソプがあげている整理番号のみをあげておく。B. L. add. MS 36, 675, fos. 111-12.

終章

- (1) Alsop, Structure, p. 148.
- (2) Do, Exchequer, p. 280.
- (3) Richardson, *Augmentation*, pp. 160-1.; Hoak, *council*, pp. 169-71, 206.
- (4) Richardson, *op. cit.*, pp. 182ff.; Hoak, *council*, p. 207.
- (5) 1549年10月以降の3年半のうちに、枢密顧問官達は政府財政に関係する24の王立委員会(royal commission)にかかわっていた。Hoak, *council*, p. 208.
- (6) Ibid, p. 130.
- (7) Alsop, Structure, p. 162. かつてハリスやウィリアムズは1554年の財務府の復活をもって、テューダー財政が中世的性格のものに復帰してしまったとしてエルトン説を批判した。Harris and P. Williams, 'A Revolution in Tudor History?', (*Past & Present*, XXV (1963), pp. 25-9.; Ibid, XXV, pp. 45-50.; P. P, XXXI (1965), p. 95. しかし以上見てきたとおり、テューダー期財務府出納部では1554年まで会計業務の改革が繰り返されており、また1554年以降、財務府のテューダー財政機構全体に占める位置も15世紀のものから大きく変化していた。従って、1554年の改革をストレートに伝統的な中世的財政機構への復帰と捉えることはできないのである。
- (8) たとえば当時の代表的な財務官僚として大蔵卿 (the Lord Treasurer) ウィンチェスター侯 (Marquess of Winchester, William Paulet) が保守的な財政理念をもっていたことについては、以下を参照。Alsop, Exchequer, pp. 72-3, 360.; Do, Structure, pp. 150-6.; Do, 'The Revenue Commission of 1552 (以下commission略記)', (*Historical Journal*, 22-3 (1979), pp. 531-2.; Coleman, *op. cit.*, pp. 197-8.
- (9) 1552年財政委員会については、以下を参照。Alsop, Commission.; Elton, *Government*, pp. 230-8.; Do, 'Mid-Tudor Finance', *H. J.*, 20-3 (1977), pp. 737-40.; Richardson, *Augmentation*, pp. 160-213. 拙稿「エドワード6世時代の財政状態—1552年財政調査委員会の検討を中心として—」『史学研究』175号 (1987年)。
- (10) 同論争はエルトンが、1530年代以降、次第に課税が政府の経常費のためにも法的に認められるようになり、課税原則も大幅に変化したとする説を提示したことから始まった。オールソプもエルトンがいうほど急激なものではなかったが、一定の変化を認めている。一方ハリスはテューダー期には課税原則は全く変化しておらず、新しい原理の導入の試みは1610年まではなされることはなかったとする。篠塚氏も大筋においてハリスに同意すると主張されている。参考文献については、第三章、註(2)を参照。
- (11) 「大契約」論争については、さしあたり以下を参照。Harriss, 'Medieval Doctrines in the Debates on Supply, 1610-1629', in (ed), K. Sharpe, *Faction & Parliament*, (Oxford, 1978).; A. G. R. Smith, 'Crown, Parliament and Finance: the Great Contract of 1610', in P. Clark, A. G. R. Smith and N. Tyacke (ed), *The English Commonwealth 1547-1649*, (Leicester, 1979).